

## 1 不当労働行為の審査（都労委年報 第1部 第2章）

## (1) 新規受付事件の概要

## ① 新規受付は105件、2年ぶりに100件を上回った。

・不当労働行為救済申立事件に係る新規申立ては前年（97件）から8件増加し、105件（都労委年報 資料<統計表>第22表）→平成27年以来2年ぶりに100件を上回る。

・合同労組\*からの申立ては79件（75.2%）

※合同労組：一定の地域で企業の枠を超え、主に組合のない中小企業の労働者などを対象に個人で加入できる労働組合

## ② 申立内容は、「団体交渉拒否」が最多だが、「支配介入」が大きく増加

・使用者による「団体交渉拒否」があったとされる新規申立てが79件（全体の75.2%）、前年（73件、75.3%）とほぼ同水準。また、不利益取扱いは39件（前年35件）と前年とほぼ同水準、支配介入は64件（前年41件）と前年より大幅に増加

（都労委年報 資料<統計表>第30表）

不利益取扱い	39件 (37.1%)
--------	-------------

団体交渉拒否	79件 (75.2%)
--------	-------------

支配介入	64件 (61.0%)
------	-------------

※複数の不当労働行為を申し立てる事件もあるため、各項目件数の合計は申立件数とは一致しない。  
また、構成比は申立件数に対するものである。

## 【不当労働行為の類型（括弧内は労働組合法第7条の各号）】

「不利益取扱い（1号）」…組合員であることを理由に解雇等の不利益な取扱いを行うこと等

「団体交渉拒否（2号）」…正当な理由なく団体交渉を拒否すること又は団体交渉に応じても誠実に  
対応しないこと等

「支配介入（3号）」…組合員への脱退勧奨や組合運営に干渉すること等

・また、増加した支配介入の直近3年間の申立内容をみると以下のとおりとなった。

（単位：件）

支配介入の申立内容	H29	H28	H27
反組合的言動	24	25	22
便宜供与の拒否	5	1	5
会社による人事権の行使関係	17	7	16
合意事項不履行・撤回	6	4	1
会社の団体交渉に関する対応	13	4	4
組合脱退勧奨、組合加入抑制	3	1	3
組合員への不利益による組合弱体化	8	0	5
組合員等への直接交渉	4	1	2
別組合との差別	1	3	1
組合活動妨害	3	3	3
経費援助	1	0	0

・特に、団体交渉拒否や不誠実な団体交渉（2号）により組合の弱体化を図ったとする「会社の団体交渉に関する対応」、団体交渉で合意した内容を履行しないなどの「合意事項の不履行・撤回」が増加傾向にある。

・また、昨年と比べ、不利益取扱い（1号）とも関係する組合員の解雇や懲戒処分に関する「会社による人事権の行使関係」、組合員に何らかの不利益な措置が行われたとする「組合員への不利益による組合弱体化」なども一昨年と同程度の数に戻っている。

- ・このため、支配介入（3号）と団体交渉拒否（2号）との重複申立てが22件（前年13件）、支配介入（3号）と不利益取扱い（1号）と団体交渉拒否（2号）との重複申立てが16件（前年10件）と増えている。（都労委年報 資料<統計表>第30表）
- ・また、合同労組関係事件に限ると、「会社による人事権の行使関係」は、28年0件から29年12件、「会社の団体交渉に関する対応」は、28年1件から29年11件、「組合員への不利益による組合弱体化」は、28年0件から29年7件であり、急増した項目は合同労組関係事件が増加していた。

・不利益取扱いや団体交渉拒否と関係する事案が多く、他の該当号と重複して支配介入が申し立てられる事例が増えている。また、労使関係が出来たばかりであることが多い合同労組関係事件では、今まで労使関係がなかった社外の組合への使用者側の対応が問題となることが多く、支配介入の申立ての増加と関係していると考えられる。

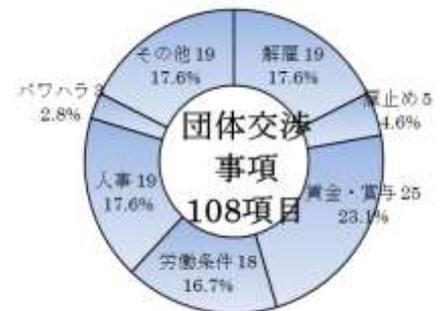
③ 団体交渉の議題では、前年同様、賃金・賞与が最多

<図1 団体交渉事項別構成比>

- ・「団体交渉拒否」に係る申立ての交渉議題

(図1参照) →昨年とほぼ同じ傾向

- 「賃金・賞与」（賃金未払い等）・・・25件（23.1%）
- 「解雇」・・・19件（17.6%）
- 「人事」（処分、配転等）・・・19件（17.6%）
- 「その他」・・・19件（17.6%）



④ 会社の業種では運輸・郵便業が最多

- ・被申立人会社の業種では、運輸・郵便業が24件で、最多

前年（13件、13.4%）より大きく増加した。（都労委年報 資料<統計表>第31表）

- 「運輸・郵便業」・・・24件（22.9%）
- 「卸売・小売業」・・・13件（12.4%）
- 「医療・福祉」・・・13件（12.4%）

- ・運輸・郵便業のうち、29年に労働条件が話題となった道路貨物運送業、道路旅客運送業、郵便業の17件に限って団体交渉の議題をみると、「賃金・賞与」が最多であった。

- 「賃金・賞与」（賃金未払い等）・・・6件（35.3%）
- 「その他」・・・3件（17.6%）
- 「人事」（処分、配転等）・・・2件（11.8%）

- ・運輸・郵便業のうち、道路貨物運送業、道路旅客運送業、郵便業の17件の申立内容の該当号別件数をみると、支配介入（3号）が極めて多い。内容としては反組合的言動（5件）、会社の団体交渉に関する対応（4件）が多かった。

- 「不利益取扱い（1号）」・・・6件（35.3%）
- 「団体交渉拒否（2号）」・・・8件（47.1%）
- 「支配介入（3号）」・・・16件（94.1%）

・29年は運輸業の労働条件への関心が高まり、団体交渉の議題では、「賃金・賞与」が最も多かった。申立内容は、使用者による組合運営への干渉などによる組合の弱体化等を内容とする支配介入（3号）の割合が全体と比べ極めて大きく、労働条件への関心は高まる一方で、労使関係は厳しい状況にあることが窺われる。

## (2) 終結事件の概要

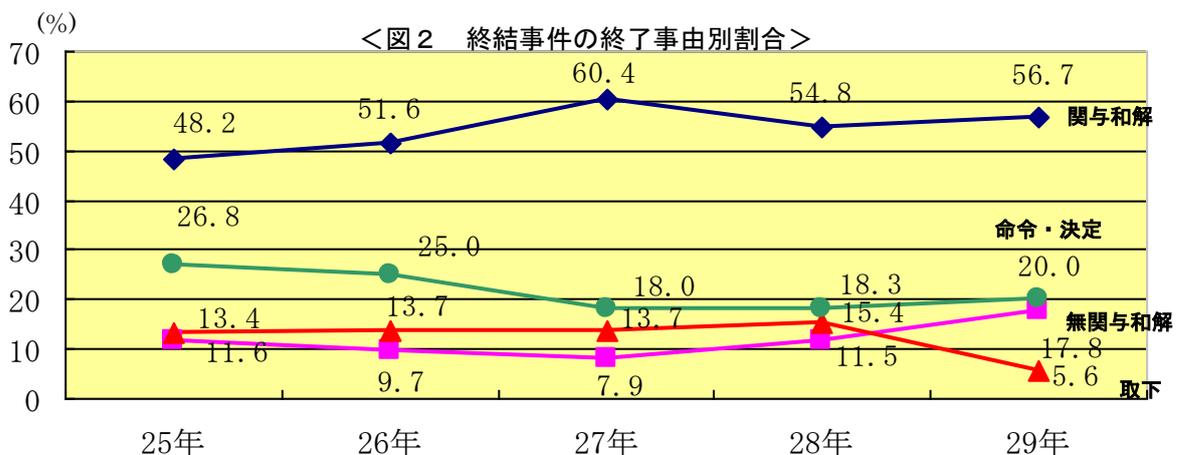
### ① 終結事件は 90 件、7 年ぶりに 100 件を下回る。

#### 関与和解の占める割合が 4 年連続で 5 割を超えて推移

- 平成 29 年の終結事件数は 90 件（前年 104 件）（都労委年報 資料<統計表>第 22 表）  
→ 7 年ぶりに 100 件を下回る。
- 和解で終結した件数は 67 件（74.4%）で、前年の 69 件（66.3%）から減少したものの、割合は上昇。取下 5 件（5.6%）も含めた件数は 72 件（80.0%）であり、8 割の事件が命令まで至らずに終結した。
- 都労委が関わって和解に至ったもの（関与和解）が終結事件全体の 56.7%を占め 51 件（前年 57 件、54.8%）  
→ 26 年から 4 年連続で 50%を超える（13 年以來、16 年ぶり）。  
→ 都労委においては、当事者の納得性が高く、将来に向けてより良い労使関係を構築し  
うることから、和解を積極的に勧めており、関与和解による解決を着実にやっている。

### ② 命令・決定による終結件数が 18 件（20%）と、20 件を 2 年連続下回り、終結事件に占める割合は 3 年連続 2 割以下。命令によらない紛争解決の割合が引き続き大きい。

- 命令・決定による終結件数は 18 件（16 本）で、終結事件全体の 20%（都労委年報 資料<統計表>第 22 表）  
→ 2 年連続 20 件を下回り、3 年連続で 2 割以下  
→ 都労委では当事者の意向等を把握した上で積極的に和解を勧め、紛争の解決を図っている。
- 29 年に発出した命令 19 本（一部分離命令 3 本含む。）のうち、中央労働委員会に再審査が申し立てられたのは 14 本、取消訴訟が提起されたものは 1 本（都労委年報 第 2 章 第 1 節 5 不服申立ての状況）
- 再審査申立てや取消訴訟提起がなく、都労委命令が確定したものは 4 本



### ③ 再審査申立事件の約 9 割が和解、取下又は都労委命令を維持して終結

- 都労委の発した命令に係る再審査申立てについて、29 年中に 23 件が終結。内訳は、棄却 7 件、和解認定 6 件、取下 7 件、一部変更 2 件、取下及び棄却 1 件（第 2 章 第 3 節 2 再審査事件の終結状況）。23 件のうち 21 件（91.3%）は和解、取下又は都労委命令を維持して終結した。

## 2 労働争議の調整（都労委年報 第1部 第1章）

### (1) 新規受付は73件で前年より14件減少。調整事項は、「団交促進」が最多

- ・労働争議調整事件に係る新規受付は73件で、すべてあっせん事件（都労委年報 資料<統計表>第1表）→前年（87件）より14件減
  - ・合同労組からの申請は62件（85.0%）
  - ・産業別係属状況（都労委年報 資料<統計表>第11表）
    - 「医療・福祉」……………14件（19.2%）
    - 「サービス」……………11件（15.1%）
    - 「運輸・郵便」……………10件（13.7%）
  - ・新規受付事件の調整事項（総数158件）（都労委年報 資料<統計表>第13表）
    - 「団交促進」……………53件（33.5%）
    - 「解雇」……………24件（15.2%）
    - 「その他賃金に関するもの」…15件（9.5%）
- ※ 1件で複数の調整事項を含む事件があり、新規受付事件数とは一致しない。

### (2) 終結事件は66件で前年から21件減少

- ・労働争議調整事件に係る終結事件は66件（都労委年報 資料<統計表>第1表）  
→前年（87件）から21件減少
- ・終結区分別件数（都労委年報 資料<統計表>第1表）
  - 「解決」…25件（37.9%）
  - 「取下」…12件（18.2%）
  - 「打切」…29件（43.9%）

## 3 労働組合の資格審査（都労委年報 第1部 第3章）

### (1) 新規受付は145件で前年から18件増加し、係属事由は、「不当労働行為救済申立てに伴うもの」が最多

- ・労働組合の資格審査に係る新規受付は145件（都労委年報 資料<統計表>第39表）  
→前年（127件）から18件増加
- ・新規受付事件の係属事由（都労委年報 資料<統計表>第41表）
  - 「不当労働行為救済申立て」…120件（82.8%）
  - 「法人登記」……………21件（14.5%）
  - 「委員推薦」……………4件（2.8%）
  - 「労働者供給事業」……………0件（0%）

### (2) 終結件数は129件で前年から7件減少

- ・労働組合の資格審査に係る終結件数は129件（都労委年報 資料<統計表>第39表）  
→前年（136件）から7件減少
- ・終結区分別件数
  - 「打切」……………78件（60.5%）
  - 「資格あり」…50件（38.8%）
  - 「取下」……………1件（0.8%）
  - 「資格なし」…0件（0%）

## 【補足説明】

### ○ 労働委員会

労働委員会とは、使用者による不当労働行為があった場合における労働組合や組合員の救済や、労働組合と使用者の間の労働条件や組合活動のルールを巡る争いの解決など、集団的労使関係を安定、正常化することを主な目的として、地方自治法及び労働組合法に基づき設置された合議制の行政委員会である。

公益の代表者（公益委員）、労働者の代表者（労働者委員）、使用者の代表者（使用者委員）の三者で構成されており、東京都労働委員会では、各 13 名、計 39 名で構成されている。

### ○ 不当労働行為の種類

不当労働行為とは、労働三権を具体的に保護するため、労働組合法第 7 条により、使用者に禁止している行為であり、以下のとおり 4 つの種類がある。

#### ① 不利益取扱い（第 1 号）

労働組合の組合員であることや労働組合の正当な行為をしたことなどを理由にその労働者に対して解雇などの不利益な取扱いをすること。また、労働組合の加入しないこと、あるいは脱退することを雇用条件とすること。

#### ② 団体交渉拒否（第 2 号）

正当な理由なく団体交渉を拒否すること（誠実に交渉を行わないことを含む。）。

#### ③ 支配介入（第 3 号）

労働組合活動への嫌がらせや脱退勧奨などにより労働組合の組織・運営に干渉すること。

#### ④ 報復的不利益取扱い（第 4 号）

労働委員会に救済申立てをしたことなどを理由に労働者に不利益な取扱いをすること。